

「天台声明」と「西本願寺声明」との比較研究 I

(四智梵語讚と五眼讚について)

A comparative study of Tendai Shomyō (天台声明) and Nishihonganjī Shomyō (西本願寺声明) I

小野功竜

大谷紀美子

真宗に伝承される声明は、東西分派以前より度々改革改変が行われて今日に至っているが、いずれの改革の折にも常に天台声明を範としている。蓮如宗主の子息願得寺実悟の編述した『本願寺作法次第』にも「当流の声明は小原流也」とあるように、天台声明の旋律や節譜、唱法などの音楽的要素を咨意的に採り入れて真宗声明を形成せしめて来たともいえる。ことに西本願寺においては、この傾向が更に顕著であり、歴代宗主の積極的な態度によって、声明家の交流も繁く行われ、法式の完備に大いに意が払われて来たのである。今日においてもその遺風は遵守されているのであるが、本論にいうところの「五眼讚」もこうした西本願寺声明の歴史的過程において産み出され、改変され、伝承され来たもので、音楽的にも台家との交渉をうかがう好資料の一つといえる。

そこで先ず、本論に先立って真宗声明と天台声明との交渉の歴史に就いて述べて行きたい。

真宗声明の歴史に関する史料としては、真宗法要(仮名聖教)に属

する文献、一家衆、堂衆達、宗主側近者達の日記、見聞録、法務担当者¹の記録等に散見する記述や、声明家の記録及び声明本等がある。又歴史的研究としては『西本願寺声明の伝来と歴史』(経谷芳隆著、仏教史学第二号、昭和二十五年一月刊、仏教史学会)『本願寺史』(本願寺史編纂所編、昭和三十六年三月刊、浄土真宗本願寺派宗務所)等が代表的なものとしてあげられよう。以下これらの資料や研究をもとにして意のあるところを抽出略述する次第である。

先ず親鸞聖人在世(承安三年(一一七三)〜弘長二年(一一二六))を中心とした時代の声明であるが、宗祖の述作の中には法式声明に関するものは見られない。ただ『改邪抄』²には

「…前略…それよりこのかた、わが朝に一念多念の声明あひわか
れて、いまにかたのごとく余塵をのこさる。祖師聖人の御ときはさ
かりに多念声明の法燈、俱阿弥陀仏の余流充滿のころにて、御坊中
の禪襟達も少々これをもてあそばれけり。祖師の御意巧としてはま

たく念仏のこはひびきいかやうにふしはかせをさだむべしといふおほせなし。ただ弥陀願力の不思議凡夫往生の佗力の一途ばかりを自行化佗の御つとめましましき、音声の御沙汰さらにこれなし。しかれどもとき世の風儀、多念声明をもて、ひとおほくこれをもてあそぶについて、御坊中のひとびとも、かの声明にこゝろをよするにいつて、いさゝかこれを稽古せらるゝひとびとありけり云々」

とあるように、特に声明に対する指示はなかったようであるが、当時の趨勢として多念流の声明に心を寄せ稽古をする者が教団の中になつたようである。こゝにいう「一念若しくは多念」の声明とは具体的にどのような種類の声明を意味するのかわ分りではないが、『徒然草』第二百二十七段に

「六時礼讃は、法然上人の弟子、安楽といひける僧、經文をあつめて造りて勤めにしけり。その後、太秦善観房といふ僧、節博士を定て声明になせり。一念の念仏の最初なり。後嵯峨院の御代よりは生まれり。法事讃も同じく善観房はじめたるなり」

とあることから推察するに恐らく一念流声明とは礼讃や法事讃等の声明を指すものと考えられる。又『拾遺古徳伝絵詞』巻五には、見仏が引導寺に念仏興行をした際、声明の先達として心阿弥陀仏の名や結衆として住蓮安楽などの名前が見られるところから、法然門下に盛行した声明の一派であつたとも考えられる。これに対する多念流声明とは、天台浄土教系の声明と推察される。すなわち天台宗において浄土教は源信に宣揚され、声明者でもある良忍において開花した。又声明の聖地ともいわれる大原では天台浄土教の繁昌をもたらし、いわゆる

浄土教系の声明が天台声明中の一ジャンルを占めていたことを勘合すると、当時、これら二流の声明が存在していたことは推測するに難くない。特に一念流声明は法然教団の繁昌にとまない、相当巷間に流布されていたようである。

ところで宗祖を中心とする教団では、『叢林集』巻七に
「当家本礼讃ヲ修セラレシ時、間ノ念仏ハ多念義ノ風ヲ試ミ給ヒ云々」

とあるように、一念多念様々な浄土教系声明が混用されていたようである。宗祖はこれら法式声明にこれという沙汰もなかったことを見れば、そこには可成り自由な形で声明が興行されていたことをうかがうのである。ただこゝで述べた一念多念の声明に就いては、まだまだ不十分な考察であり、今後の研究課題の一つとしたい。

宗祖遷化の後、宗祖の息女覚信尼の子息で第二代「留守職」を継いだ覚恵（仁治・寛元頃→徳治二年（一二三〇七））は、『慕婦絵詞』巻一によれば

「…前略…大原二品親王助尊の御弟子として三部・四曼の尊をもてあそび、五音・七声の曲に達しけるが…云々…」

とあり、青蓮院に密教を修学すると共に、声明を学んだことが知られるが、『最須敬重絵詞』巻六には

「…前略…その由来をたづぬれば、五音七声をわかまへ、呂律清濁に達すること、天性のうくる所その骨をえたまへりけるほどに、門跡参仕のいにしへも随分に声明をたしなみ給ひけるが、隠遁の後

は殊に意を浄土の曲調に入れて名を非道の秀逸にえたまへり。一念の音曲に節拍子を定めけるは教達なり。かの弟子の中に楽心ときこゆるは上足なり、そのかみ彼を召請して連々これをぞならはれける云々」

とあるように本来聖道門における声明の名手であったが、隠棲後は専ら浄土教系の声明の会得に励んだことが知られる。又同書には、龜山上皇の前で覚恵に指南を受けた小野宮師具は声明を誦し、大いに上皇の歎感を蒙ったことが記されているが、覚恵の斯道における名声を察するに余りあるものがある。

三代目留守職の覚如宗主（文永七年〔一二七〇〕～観応二年〔一三三五〕）は本願寺教団の形成を果した人として著名であるが、幼少より南都北嶺の教学を修め、且つ文筆の能にも秀でた人であった。永仁二年〔一二九四〕、宗祖三十三回忌法要に際して、『報恩講式』を述作した。講式としてはすでに源信の『六道講式』や『舍利講式』、永観の『往生講式』、梶尾明恵の『四座講式』などがあり、報恩講式もこれら先行の諸講式に範を採って作製されたものと見られる。『本願寺通紀』巻第十一（法事諸式）の項に収められた記述には、

「永仁二年 覚如主著『報恩講式三章』、時当三十二年祖忌」
初総礼、次三礼 次如来唄 表白、式三段 伽陀七首、六礼 六種廻向」

とあり、台家の講式作法次第にならって式文の前後に声明が挿入されている。

次いで覚如の子息存覚（正応三年〔一二九〇〕～応安六年〔一三三七〕）も学識文筆に秀れ、『最勝講式文、信貴鎮守講式、知恩講式』など多数の講式を述わしている。

真宗中興の祖といわれる蓮如宗主（応永二十二年〔一四一五〕～明応八年〔一四九九〕）は文明五年（一四七三）吉崎の坊舎に宗祖の述作『正信偈』、『和讃』の開版を行い広く門末にこれを流布せしめることを企った。又日々の勤行にも「正信偈、和讃の誦誦を行うことを推し進めた。すなわち『本願寺作法次第』には

「当流の朝暮の勤行、念仏に和讃六首加へて御申候事は近代の事にて候、昔も加様には御申ありつる事有げに候へ共朝暮になく候つるときこえ申候、存如上人御代迄六時礼讃にて候つるとの事……云々」

とあるように存如宗主（応永三年〔一三九六〕～長禄元年〔一四五七〕）の時代迄は『六時礼讃、法事讃、阿弥陀経』などが専らの勤行であったが、蓮如宗主はこゝに大幅な改革を試み、『正信偈念仏和讃』の誦誦に加えて『浄土三部経』の誦誦を正式の勤行と制定したのである。就中『真宗故実伝来抄』には

「…前略：其後蓮如上人ノトキ御弟子敬聞坊ヲ大原ヘツカハサレ、山門ノ声明ヲ修練シ夫ニ習フテ当家ノ偈頌モ節譜ヲ付テ音律ヲ正シタマフ」

とあり、『正信偈和讃』の節譜が、大原に修学した敬（慶）聞房の手に成ったことを述べている。慶聞房は御堂衆の上足として蓮如宗主に

仕え、『本願寺作法次第』の中にも法式の精通者として度々その名が揚げられている。

法式声明取得の為、宗主が側近達を大原へ遣わし修学せしめた例はこれより後、実如宗主（長祿二年〔一四五八〕〜大永五年〔一五二五〕）の時代にもある。『本願寺作法次第』に

「…前略…然ば円如の仰事には下間名字の幼少の人を一人小原の声明師の弟子になして置、よく稽古の功ゆき候はば、こなたへ取てきて声明の譜をよくならはせ置て、当流によく可覚悟事也と仰候き」

とあり、実如宗主の嗣法円如が、本願寺家臣の下妻家の幼少の者に大原へ声明の修学を為さしめ、取得の砌りには真宗声明に資せしめようとしたものであるがそこには円如の台家声明取得に対する計画的な意図が感じられる。

本願寺が山科、石山時代を経、西本願寺は天正十九年〔一五九一〕に現在の堀川の地に移される。

准如宗主（天正五年〔一五七七〕〜寛永七年〔一六三〇〕）の時代に東西分派が行われ、東本願寺では教如宗主が分派后初代の宗主に就くわけである。准如宗主は僧階を新に定め、又法式面における整備を図った。『本願寺通紀』や西光寺裕俊の著わした『本願寺年中行事』によれば、慶長十六年（一六一一）三月に宗祖三百五十回忌の法要が営まれ、この法要に際して登壇、行道、散華などの聖道作法や、雅楽の奏楽、堂内装飾の整備、法服として七条袈裟着用の制定など法式面における威儀の整備が行われた。こうした傾向は、戦国時代を経て近世に

生き抜こうとする本願寺教団の一面を表わすものであろう。

次の良如宗主（慶長十七年〔一六一二〕〜寛文二年〔一六六二〕）に至ると声明の面に改革整備が及んでくる。すなわち万治四年（一六六一）、宗祖の四百回忌法要が営まれるのであるが、この時には前宗祖三百五十回忌法要と同じく『正信偈、浄土三部経、報恩講式』が法要の中心とはなっているもの、新たに『四智讃』が依用されている。『經谷氏の調査』に依れば、西本願寺の宝庫にこの際に書写されたと思われる『四智讃』が収められていると伝えている。こうした台家魚山声明の導入は、良如宗主の態度もさること乍ら、次の寂如宗主の考えや態度が大きく働いたものと思われる。

寂如宗主（慶安四年〔一六五二〕〜享保九年〔一七二四〕）は、いよいよ積極的に魚山声明の導入を図った。広隆寺知影の述になる『魚山余響』には、

「吾本山に於て魚山の梵唄を用ひ玉ふことは、実悟キ等に見ゆ、近年信解院殿御代に専ら魚山流を用ひ玉ふとみゆ。幸雄僧都に命じて当家声明数品を製せしむ」

とある。幸雄は多紀道忍氏の編述になる大原声明系譜にも名をとどめている。この幸雄以降の大原嫡流者はほとんど西本願寺と関係を持っているので次にその系譜を掲げておく。以下この系譜を御参照願い度い。

良忍—湛智—宗快—覺淵—喜淵—覺超—良雄—良琛—

—幸雄(二六二五—一七〇二)—珍雄(一六八四—一七六九)—

—嶺雄(一七五九?)—韶雄—良宗—覺雄—秀雄—覺秀

—貞健—仙惠—知観—知影

幸雄は先の記述の如く、寂如宗主の囑に依り、西本願寺へも繁く出入し声明の新作改作などに力を致した。経谷氏は『元禄七年(一六九九)』書写の声明集の奥書を『目著』^⑩に紹介しているが、それには、寂如宗主が前良如宗主の二十五回忌及び三十三回忌の法要を営むに際して声明墨譜の改正を企てたこと、それが為に幸雄が音律の正誤を考察し、更に門末僧侶の指導を行うべく委嘱され、その為に声明集を考して献上した旨のことが述べられている。この声明本には次のような曲が収められているという。

四智讚呂律 略墨譜 着座讚呂律 散華呂律 後唄対揚墨譜 三礼呂律

六種廻向、四奉請 弥陀経、合殺、九声念仏、八句念仏三重、云何

唄、始段唄、毀形唄、伽陀十二首 勸請文三篇 下高座文、報恩講

式三重墨譜 式間讚、歎徳文、文類偈、十四行偈、讚仏偈

「魚山余響」にはこれらの中で、『讚仏偈、文類偈、着座讚、敬礼、

勸請、式間和讚』など真宗独自のテキスト内容を持つ声明や、伝統的に用いられて来た声明については

「讚仏偈、文類、十四行偈、呂律着座讚、敬礼勸請式間和讚は幸雄僧都の墨譜なり、讚仏偈は法華懺法経段呂の墨譜によれり、文類は

「天台声明」と「西本願寺声明」との比較研究 I

五念門と図画をあわせとると見へたり、十四行偈は懺法、例時両経段あはせとれり、着座讚は呂律とも四智讚漢語をとり用ゆ、敬礼式間和讚はよりどころたしかならず、幸雄の工夫と見へたり、…中略…重誓偈は大懺悔による。十方念仏は早懺法の十方念仏による…下略…

とあり、台家の声明曲の墨譜より流用を図って新に改作を施している。又これら声明曲の他にも、『報恩講式』の墨譜を『六道講式』の博士に従って改作したことも『魚山余響』に知られる。

こうして幸雄を中心として新作或は改作された諸声明は、宝永八年(一七一二)に営まれた宗祖四百五十回忌法要に依用されるところとなる。この儀の次第は『祖門旧事記』^⑪に収められているが、各法要には再編なったこれらの声明が、駆使されていることはいふ迄もない。

こうした台家魚山の声明家と本山との交渉はこの後も続けられて行く。『魚山余響』には

「本山往還偈、願生偈は魚山珍雄の墨譜也、余宝泉院にて其草本を見る。往還偈の奥に、此本者就西本願寺御門跡三回忌墨譜依懇望以光明真言新記入

享保十二丁未稔 二月下旬

魚山大僧都 珍雄

願生偈

此本は就西本願寺先御門跡三回忌墨譜依懇望以切音錫杖新書之畢

享保十二丁未年二月 珍雄

右信解院、御三回忌の時なり、信順院殿御望に依り製せられたるなり、珍雄は後に城南院大僧正と申す幸雄の弟子なりときつ伝へたり云々」

とあり、知影が宝泉院で幸雄の弟子珍雄の往還偈、願生偈の草本を見聞し、住如宗主（延宝元年（一六七三）〜元文四年（一七三九））が珍雄に囑して改作に従事したことが知られる。更には魚山嫡流譜に名をとどめる領雄、韶雄等も同様に声明の指南、改作に参画していることが知られる。

経谷氏に依れば、この頃初めて西本願寺の声明本が開版されたと伝えられている。すなわち宝暦六年（一七五二）の『真宗声明品』がそれで、全三巻よりなり、そこには『四智讚』、『法讚』、『僧讚』など台家魚山の声明がそのまま採入れられていると伝えている。

文如宗主（延享元年（一七四四）〜寛政十一年（一七九九））から本如宗主（安永七年（一七七八）〜文政九年（一八二六））の間に亘っては、知影が活躍した。彼は先程来引用している『魚山余響』の著者でもあり、本山末寺の僧侶として西光寺賢徒に声明を習い、後に大原の知観に就いて伝授を受け遂には魚山嫡流系譜に名をとどめるに至った人である。彼の師たる知観も、西本願寺に参劃しており、『魚山余響』には

「…前略…今度観僧正を請ひ、院家、内陣の徒これを学ぶにつき堂達の内も四・五輩ついてきしことを得たり、これより吾山内、ほぼ魚山の声明といふものをしれり、吾山内声明中興の時といふべ

し」

とあるように寂如宗主以来いさゝか粗に流れるきらいのあった声明を堂衆、院家達に指南する為に招かれている。又改作の面においても同書に宗祖五百五十回忌法要に際して、阿弥陀懺法中『観経』真身観より抽出された章句に法華早懺法の墨譜を施したこと、又寛政七年（一七九五）教化の恩徳讚に墨譜を施したこと等多くの業績がある。

一方知影も声明指南に加えて声明帳の改作を行った。『魚山余響』には

「文化十一年甲戌五月 当御門主本如声明帳の改写を命じ玉ふ。芙蓉の間に於て御側御用人 松川幾馬を以て仰せわたさる 同十二年乙亥三月信入院殿十七回忌御法事前写しうる」

とあり、この記述に続いて本山両堂の年中行事が記載され、各々法要に用いられる声明及び作法が次第に従って詳びらかに述べられている。これ迄西本願寺声明に参劃した魚山の声明家達はいずれも台家に属する人々であったが、知影は先にも述べたように末寺僧侶でありながら台家の声明家でもあった点に特色がある。自著『魚山余響』には声明道における高度の見識の上に西本願寺声明の伝統を重んじつゝも、当宗派に対する適切な見解を以ってのぞんでいることがうがわれる。

明治時代、明如宗主（嘉永三年（一八五〇）〜明治三十六年（一九〇四））は宗門の諸制度に対し、果敢な改革を行った。又宗主は斯道に關しても造詣深く、広く法会の調査研究を行い、勅会や古来の諸寺法会についての由来故実を述べた『仏会紀要』を著わし、更に詳細な諸

寺法会の声明、法式に及ぶ故実を集大成した『龍谷叢書』を著わしている。

明治十三年(一八八〇)には、大津三井寺の光浄院に魚山より『覚秀』を招じ、寺院子弟を集めて勅式声明を学ばしめた。その際覚秀は鋭意入念な指導を行い、当時の魚山における声明法式のすべてに及ぶ品目を伝授したといわれている。

その薫陶を受けた人々には「沢井了頓、沢円諦、都路広智、三谷教応、三上專持、南海城、近藤亮成、桃園恵心、園香林、大野宝城、花房慈敬」等の諸氏があり、これらの人々は後に西本願寺勅式の中核となり、後進の指導に、伝承に従事した。なかでも沢円諦と近藤亮成の二氏は本山にあって、声明本の作製や改訂に参画しその功績は大なる物がある。今日西本願寺法務部にあって、声明法式の伝承指導に従事する人々、或は末寺にあって本山の法務に参動する諸僧の中には、これらの人々の直弟子若しくは孫弟子にあたる人々が多数ある。

覚秀は又明如宗主の請により、声明集『龍谷叢書』を編述した。この声明本は明治二十一年(一八八八)に開版されており上下二冊より成っている。唄策に編まれた声明曲を次に記しておこう。

礼仏頌 三十二相 三礼 如来唄 勸請 和順章 仏名 教化
嘆仏文 明呂律散華 梵願生偈 伽陀 五眼讚 着座讚 画讚 念
仏正信譜 六種廻向 頌文讚嘆 式間伽陀 八句念仏 式間和讚
合殺 後唄 恩徳讚 総礼伽陀 対揚 大悲段 四句念仏 発願文
三選章 総礼頌 供養文 咒願文 唱礼 五悔 四奉請 甲念仏

「天台声明」と「西本願寺声明」との比較研究 I

回向句 三宝礼 讚仏偈 重誓偈 婦三宝讚 十二礼文 十二光礼
懺悔文 二門偈 後夜偈 流通章 召請偈 三奉請 誦讚偈 広略
懺悔 五悔 散華讚 云何梵 云何偈 讚請文 散華楽文 五会念
仏 誦讚偈 嘆仏讚 莊嚴讚

魚山の声明家による本山への声明指導はこの時期を以って終了する。これより以後は先述したように覚秀の薫陶を受けた人々を中心となつて伝承指導の任を荷って行く。西本願寺の法式声明は、この後鏡如宗主(明治九年(一八七六)〜昭和二十三年(一九四八))の時代、近くは現勝如宗主(明治四十四年(一九一九)〜昭和六年(一九三一))に大幅な改訂が行われるが、いずれの改訂の折にもこれらの人々、若しくはその薫陶を受けた人々の手に依つて成されたことはいふ迄もない。

前項において天台声明と西本願寺声明との交渉についてこれを歴史的に述べて来たのであるが、こうした歴史を裏付ける音楽的資料として現行声明中の『五眼讚と廻向句』がある。これら両声明曲は現在²⁰⁾『大師影供作法』の中に収められているのであるが、度々の改訂に依つて往時の声明の墨譜がまったく統廃合されてしまった現在も、往時のまゝの姿を保っている。なかでも『五眼讚』は『四智梵語讚』の節譜を採り入れたものと云われているが、先行曲たる『四智梵語讚』は良如宗主の万治四年(一六六一)宗祖四百回忌法要に採り入れられているのを初見とする。『五眼讚』については、玄智の『祖門旧事記』に「本山ノ声明 時々改革アリテ 新旧合セ数フレハ ソノ品甚ダ

四九

多シ。就中宝曆十一年辛巳三月 宗祖五百年忌ノ法事以来ハ 四智讚 仏讚 法讚 僧讚等ノ聖道家ノ声明ヲ停廢シテ 新タニ正依經籍ノ文ニ依テ 諸智讚 五眼讚 仏吼讚 勸婦讚等ノ声明ヲ製シテ 真宗ノ所用トセラレタリ、卓識ト云ツベシ」

とあり、この曲が製された時期や動機がうかがわれる。又知影の『魚山余響』には、

「五眼讚、仏吼讚、諸智讚は宝曆中五百回忌御忌に新譜なるよし、五眼讚は四智梵語讚、仏吼讚は僧讚、諸智讚は心略讚により、何人の作といふことをしらずいづれ面白からぬものなり、五眼讚などは尤滞るところ多し」

とあって、五眼讚が四智梵語讚の節譜を移して製せられたことがわかる。すなわちテキストの内容を真宗の教義にふさわしいものに置き換え、墨譜はほとんどそのままを転用したものと考えられるが、これに対し玄智は「卓識といひつべし」と称讚しているのに対し、知影は「いづれも面白からぬものといひつべし」と甚だ批判的であるのは両者の立場の相異が感じられて興味深い。

現在の五眼讚の節譜は一応覚秀の時期迄さかのぼり得ると考えられる。この時期に至る迄の各期の代表的な声明本は次の通りである。

- (1) 声明集 近藤亮成編 昭和八年刊
- (2) 梵唄集 沢 円諦編 明治四十三年刊
- (3) 龍谷唄策 覚 秀編 明治二十一年刊

これら三種の声明本に収められている五眼讚の墨譜を比較してみるといづれも「呂曲盤渉調、出音徴」とあり、墨譜の細徴に至るもほと

んど同じである。従って覚秀の指示した唱様が墨譜に関する限りは現在迄伝承されていると考えて良いだろう。しかも、これらの墨譜は現在行なわれている天台の『四智梵語讚』とも大略同じであり、覚秀以前に迄さかのぼり得るものとも考えられるが、未だ往時の声明本にすべてあたっていないので、それについてはいづれ稿を改めて述べたい。

ところで実際の演唱についてはどうであろうか、次項において、現行天台の『四智梵語讚と五眼讚』とを比較し、その異同について考えてみたい。

先に、資料の上で『五眼讚は四智梵語讚』の旋律をあてたものであるという事が認められたが、実際に現在西本願寺で演唱されている『五眼讚』と天台宗の『四智梵語讚』を比較してみたい。

四智讚梵語

下平一盤
羽徽角商

唵縛日羅薩怛縛僧
 葉羅賀縛日羅囉怛
 曩摩努怛藍縛日羅
 達摩誡耶奈縛日羅
 羯磨迦魯縛婆

天台宗 四智梵語讚

多紀道忍編 声明集 芝金声堂 昭和13年刊

光明供音用

先四智讚梵語 呂曲黃鐘調

下座入大堂列立列讚讚頭發音畢六
第四句同音ス同音リ發入畢一匝

唵縛日羅薩怛縛僧
 葉羅賀縛日羅囉怛
 曩摩努怛藍縛日羅
 達摩誡耶奈縛日羅
 羯磨迦魯縛婆

發入發畢 佛道寺師札盤倚三孔登垣ス

天台宗 四智梵語讚

中山玄雄編 魚山声明全集 芝金声堂 昭和31年

五眼讚 呂曲撰 盤涉調

肉眼清徹靡不分了
 天眼通達無量無限
 法眼觀察究竟諸道
 慧眼見真能度彼岸
 佛眼具足覺了法性

五眼讚 覺秀編 龍谷唄策 明治21年刊

大師影供作法

先導師著座
次衆僧著座

次五眼讚 呂曲撰 盤涉調

傳供之前用之

肉眼清徹靡不分了
 天眼通達無量無限
 法眼觀察究竟諸道
 慧眼見真能度彼岸
 佛眼具足覺了法性

沢 円諦編 梵唄集 明治43年刊

大師影供作法

先導師著座

次衆僧著座

次五眼讚

傳供之節用之
出音徴 呂曲 盤涉調

内眼清徹 靡不分了

天眼通達 無量無限

法眼觀察 究竟諸道

慧眼見真 能度彼岸

五眼讚 近藤亮城編 声明集 昭和8年刊

「天台声明」と「西木願寺声明」との比較研究

I

以上五つの墨譜は、比較的時代の新しいもののみである。沢円諦編によるものは、旋律型へ押出しがヘアタルになっており、ヘキル位置も少し異っている。これらの相異が沢円諦自身の改定か、或いは、このような演唱もあつたのかは、より古い墨譜を参照しなければならぬが、今回は資料が集まらず、墨譜に関する考察はしない。

現在の演唱は四智讚は多紀道忍編、五眼讚は龍谷明策の墨譜によっている。従つてその二つを比べてみると、勿論テキストの字数や、一字の音節数の相異などで若干の変更はみられる。

四智讚(以下四智讚と略)の最初の「縛日羅」は一音節の字であるから、各々にへ二つユリがあたりられているが、五眼讚の字はほとんどが二音節なので、へ二つユリを一音節にあてゝいるため、「眼・清」などへ二つユリが二回づつ続いている。そのためもあつてか、五眼讚にはへ三つユリがみられない。

へユリに続くへキルの位置は両者異っている。又、五眼讚にはへサヤクが用いられているが、これは旋律型の付加とはいえない。即ち、文字の最後の音が七のように発音されるという事を示しているにすぎない。

複合旋律型は全く同型のを、そのまま当てはめている。ピッチに関しては、へ押出しのそれが異っている。四智讚は「角」から「徴」への半音の上升である。四智讚の「努」につけられた複合旋律型中、「徴」は本来は「角」そして「恒」の「角」は「商」であったが多紀道忍氏によって改定されたということを仄聞している。さすれば五眼讚の旋律型のほうが原型を示しているといえよう。次に、実際にこれらの節譜がどのように演唱されているかについて考えたい。

ら た ん な ま ど
た ら ん
ば ち ら た る ま ぎ や
な い
ば さ
ら
げ む
ま きゃ
る オ
オ オ
は ば

The image shows a musical score for a comparison study between 'Tenrai Shōmei' and 'Saihonzonji Shōmei'. It consists of 11 staves of music in G major (one sharp). The lyrics are written below the notes. The notation includes various note values, rests, and dynamic markings like 'V' (crescendo) and 'V' (decrescendo). The lyrics are: ら た ん な ま ど, た ら ん, ば ち ら た る ま ぎ や, な い, ば さ, ら, げ む, ま きゃ, る オ, オ オ, は ば.

〈四智讚 梵語〉

♩ = C 60

演唱 片岡 義道
採譜 大谷 紀美子

「天台声明」と「西本願寺声明」との比較研究

I

①

お ー む

②

ば ー み

ら ー み

た ー ん

ば ー

し ー きゃ

⑤

ら ー ア

あ ー ア

か ー

ば ー さ

ら ー あ

五五

これらの採譜には、昭和四十八年七月二日～四日大津市西教寺に於て行われた相愛女子大学音楽学専攻生のフィールド・ワークの際の片岡義道氏と霊岳英雄氏の講演と実習の録音テープを使用した。従って両氏各々一人の演唱であり、随所に解説を加えながら行われた。なお四智讃の採譜を行うにあたって、天台声明のレコードを参考資料として使用した。

採譜はできるだけ忠実に行ったが、両者の比較において、五線譜がかならずしも、最も適当であるか否か少し疑問を感じたりしたので、譜の上で簡略化し、説明を加える方針をとった。

①／或いは＼は2音間のポルタメントを示す。最初の音、最高音、と最後の音のみの記譜を行った。

②∨は、長さの一定しない休止である。

③、は、非常に短い休止で、プレスも行わない場合が多い。

④はビブラートの記号。この箇所は、本来は「ヘユリ」のほずであるが、演唱者の息がたりなくなったのか、音価を測定しにくい状態であったのでこの記号を使用した。

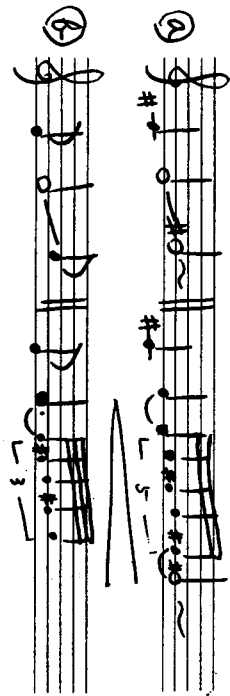
各々一回の演唱を録音したのみであり、又一人の演唱によるもので個人的なくせや、偶発的なものを除外した客観的資料とみなす事はできない。が、各々の旋律型が両宗派でどのように演唱されているかを知る何らかの手がかりとなると思った。

五眼讃には九つの旋律型がある。次に各々の旋律型を抽出し比べてみる。

③は四智讃、④は五眼讃より抽出された旋律型である。

〈押し出し〉

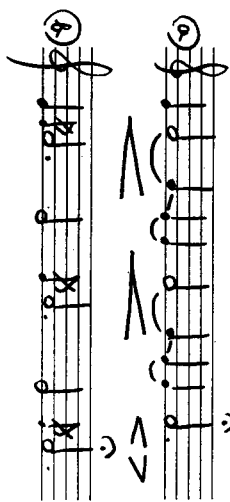
〔譜例1〕



②は「押し出し」から切れ目なしに次の「ヘユリ」に続く。④は一たん切ってから、「ヘユリ」が続く。

〈ヘユリ〉

〔譜例2〕



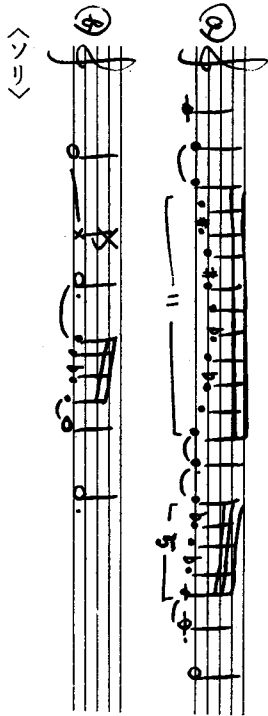
③はeからfになめらかに移行し、そしてfはクレッシェンドがつく。

④はfの前にアタックがつく。又ポルタメントは全然ない場合が多い。

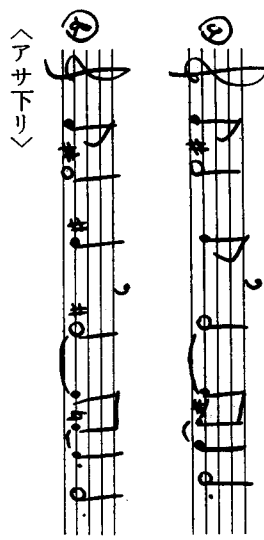
〈モロ下り〉

〔譜例3〕

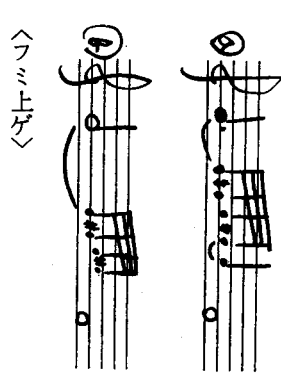
〔譜例6〕



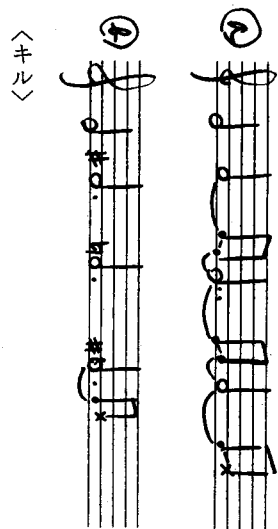
〔譜例5〕



〔譜例4〕



〔譜例7〕



③は上降して下降するが⑥は上降して終る。

〈スグ〉或いは〈スク〉は③⑥共に同じであるから譜例はあげない。即ち、まっすぐな音である。

以上の旋律型を通してみられる特長は、四智讃には非常に多くポルタメントが使用されている事と長い音符にかなりの中のディナーミツクが使用される。他方、五眼讃はポルタメントが少く、長い音符も同じ音量の場合がほとんどである。

五眼讃は、まさに四智讃の旋律を無理矢理にあてはめた感はまだぬがない。それ故、〈二つユリ〉が二字づつ続くという、演唱者にとってはなほだうたい難い個所が非常に多い。現在五眼讃は大師影供作法

⑫ 大無量寿経、観無量寿経、阿弥陀経の三部の経典を指し、真宗ではこれらを正依の経典としている。

⑬ 京都願楽寺慧恵明和二年著、巻下雑聚問答（真宗全書）

⑭ 経谷芳隆著「本願寺の声明とその伝来」（仏教史学第二号、昭25年刊）九十二頁参照

⑮ 全一卷 龍谷大学蔵 京都光隆寺知影の著、知影は幼少より西光寺賢從について声明を学び、寛政元年二十七才で大原において理覚院知観に師事する。文政八年示寂、此書は、本山声明に関する様々な事項や年中行事を記し、更に宮中の仏事についても詳述している。

⑯ 右此聲明書者、本門主寂如前大僧正迎先師二十五回忌及三十三回忌之法諱專與聲明之道而悉改正墨譜之章焉、仍令野柄訂考呂律聲明之謬誤且爲末弟僧侶教三聲響一高命難、然、不得固辞一遂集及三策一散畫墨譜云爾
元祿七禩甲戌秋八月上旬、魚山大僧都法印幸雄

屋廻
古稀 岡

⑰ 経谷芳隆著「本願寺の声明と伝来」（仏教史学第二号）九十三頁

⑱ 祖門旧事記 卷二 祖忌法事紀宗祖四百五十回忌法会差定（玄智、天明三年著、真宗全書）

⑲ 伊勢の出身、姓は園部、幼少より魚山に入り知観、秀雄等に師事し、宝泉院に住するが明治二十七年に示寂、京都東山大谷に墓所がある。

⑳ 西本願寺では、それぞれ法要の内容によって、これに唱誦される声明曲と行儀作法とがまとめられ、法要の目的に従ってこれらの作法が適宜用いられている。現在、24種の作法があるが、すでに「龍谷唄策」には作法毎に声明曲をまとめることが行われている。

大師影供作法は、宗祖の御影を讃仰する法要であるが、この作法もすでに龍谷唄策には見えている。但し現行のものとは少し異っている。現行の次第は次の通りである。

① 五眼讃

② 頌讃

③ 畫讃

④ 念仏正信偈

⑤ 回向句

五眼讃はそのテキストを大無量寿経下巻より採り作法中においては雅楽の奏楽の後冒頭に誦唱され、この間に伝供（衆僧がリレー式に供物を供えること）が行われる。

⑲ 京都芸術大学教授、天台眞盛宗西徳寺住職、多紀道忍師に師事、天台声明に関する多くの著作がある。

⑳ 現在西本願寺動式指導所主任、知堂、本願寺動式練習所において声明を学び、後西本願寺法務部に奉職、今日に至る。

㉑ 天台声明（ホニマールS.M.N-901（1〜4）監修解説 片岡義道。